

議長／皆さん、おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第1号、第2号の2件を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1第4号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

山口裕子総務常任委員長

山口裕子総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第4号議案武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は、国家公務員の給与改定に準じ、55歳を超える職員の昇給制度を見直す、基本的には昇給を無くすということと、平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置の廃止という、2つの条例の改正を行うものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑を求めます。

第4号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

25番江原議員

25番 江原議員／皆さん、おはようございます。

第4号議案の報告がありました。

武雄市職員の給料に関する条例等の一部を改正する条例に、私は反対の立場から討論をいたします。

改定される条例は第1条で、55歳を超える職員の昇給を基本的に廃止。

先ほどの報告があった通りです。

2条では、平成18年度の給料の切り替えに伴う処置。

すなわち現物保障制度は、平成27年度、来年3月31日をもって廃止するという内容となっております。

その間の、平成 26 年 4 月来月から、平成 27 年 3 月までの 1 年間は、一定の補償額があるわけですが、それは、昇級の半額を段階的に解消し、現物補償額から減給補償額の半分、減額 5000 円、これを差し引いた額がという内容です。

対象となる職員の方は 20 名ということになりますが、本来は、55 歳を超えた職員の昇級は 2 号級の昇級で、定年までの 5 年間、30 万円の昇級になるのを、今回廃止するという方向で提案された議案です。

4 月から消費税が 5 % から 8 % に増税され、政府は 8 兆円の増税を見込み、その分国民に負担がのしかかるのですが、8 兆円という額が国民 1 人当たりになおしますと、6 万 6000 円の負担と。

4 人家族だと、26 万 4000 円。

これは、見込みですが、この負担増が係っている中での消費税増税前の事業で、一部の景気回復があると言われているが、その後の消費税増税後の消費の落ち込みは目に見えております。

さらに、円安の影響で、日常の消費資材等物価も値上がりしております。

武雄市の 24 年度の課税標準額の所得割額の消費者 *** から、25 年度を単純に差し引きしますと、4 億 673 万 6000 円。

1 人に直すと、納税義務者の 1 万 5460 人ありますが、2 万 6308 円下がってます。

景気を回復させる上で、国民 1 人当たりの購買力をいかに高めるか。

これは、経済復帰の確かな道であります。

それは、公務員であれ民間人であれ、共通の課題だと考えております。

このことを要求していくことを、国民的な要求であることを指摘をして、この第 4 号議案に対する反対の意見とします。

以上です。

議長／19 番 山口 昌宏議員

19 番 山口昌宏議員／おはようございます。

賛成の立場から討論をさせていただきます。

心情的には、心痛む措置ですが、国が定めた法令にのっとって、武雄市もそれに準ずるといなかでの今回の議案ですので、皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第 4 号議案を採決いたします。

本案は期日により裁決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2．第18号議案 平成25年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回)より、日程第7．第28号議案 平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算までを一括議題と致します。

以上の6議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第18号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました、第18号議案平成25年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回)について審査の経過と結果を申し上げます。

繰越金の額の確定による歳入の補正、また、その充当先となる歳出の積立金、予備費の補正について説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第19号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第19号議案平成25年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入においては、実績に基づき給湯使用料を減額、繰越金の計上、歳出においては、一般会計への繰出金、予備費の補正である旨の説明でございました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 20 号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 20 号議案平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 2 回)について審査の経過と結果を申し上げます。

すでに昨年 12 月定例会において計上され、可決されておりました、武雄北方インター工業団地内の道路等整備工事について、繰越明許費が計上されております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 26 号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 26 号議案平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計予算について 審査の経過と結果を申し上げます。

消費税増税の影響、売り上げの推移など、増減それぞれに要因を含み、前年より 1 億 3000 万円程度少ない予算額の計上となっております。

現場においては、通常より早い時期から車券販売を行うモーニングや、新規にガールズ競輪を行うなど、売り上げ減少に苦労されるなか、鋭意、努力をされておられます。

また、4 月 17 日から 20 日まで、開設 64 周年記念レースが予定されているとのことです。

議員各位におかれましても、この場をお借りして売り上げの増進にご協力をお願いいたします。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 27 号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 27 号議案平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の主なもので、給湯使用料は、年間 5 万 5000 トンを見込み、1630 万円が計上されています。

歳出の主なものは、緊急通報システム、テレメーターほか改修工事費として 270 万円、観光事業の円滑な推進・発展を目的に、一般会計への繰出金 600 万円が計上されています。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし。

質疑をとどめます。

続いて、第 28 号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 28 号議案平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

新規事業として、情報基盤整備負担金 1,100 万円が計上されております。

武雄北方インター工業団地内の高速通信回線の整備に対する事業者への負担金で、事業費の 2 分の 1 は県より補助を受けるものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 18 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 20 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 20 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 26 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 26 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 27 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 28 号議案に対する討論を求めます。

26 番 江原一雄議員

江原議員／第 28 号議案、平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算に反対の討論を申し上げます。

歳入で県補助金 550 万円、佐賀県産業関連施設整備事業費補助金 550 万円、市の繰入金 550 万円。

それぞれ 2 分の 1 で、計 1,100 万円。

支出で、歳出で、情報基盤整備負担金。

実施先として、NTT で光サービス導入ですが、本来、企業側での実施を求めておられたわけですが、企業側の声を聞くということで、県と市で 2 分の 1 ずつ負担ということで、折り合いが付けられているようですが、大手企業が負担するべきであると申し上げ、反対の討論とします。

議長／14 番 末籐議員

末籐議員／おはようございます。

第 28 号議案、平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について賛成の立場で討論を申し上げます。

この整備は、ご存知のとおり、ネット社会に今や必要不可欠な光ファイバーを武雄市北方インター工業団地へ整備するものです。

この事業は、企業誘致の促進に必要なインフラですので、投資を渋られる NTT に 1 億 4,300 万円を NTT が負担するわけですが、この 1,100 万円で、これだけの事業を引き出したことは執行部におかれましては、本当に大変だったと思います。

これにたいして感謝を申し上げて、賛成討論とします。

皆さん、ご賛同よろしくお願い致します。

議長／討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 28 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 第 3 号議案、武雄市社会教育委員条例及び武雄市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例より、日程第 15. 第 23 号議案、平成 26 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の 8 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 3 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／皆さん、おはようございます。

本委員会に付託されました、第 3 号議案、武雄市社会教育委員条例及び武雄市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果をご報告させていただきます。

第 1 条の社会教育委員条例の委員の委嘱については、学校教育及び社会教育の関係者、並びに家庭教育の向上に資する活動を行うもの、並びに学識経験のある者に変更し、第 2 条の青少年問題協議会では、組織について、会長は市長をもって充てることなど改正するものと説明を受け、本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 5 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました、第 5 号議案、武雄市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果についてご報告申し上げます。

文科省からの通知により、名称を武雄市就学支援委員会条例に改め、心身障害児を「障害のある児童生徒等」に、また就学指導を「就学支援」に改めるとの説明を受け、本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第6号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第6号議案 武雄市立給食センター設置条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果についてご報告申し上げます。

この条例は山内学校給食センターの廃止に伴う条例改正で、第2条の名称と位置を北方学校給食センターのみにするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第7号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第7号議案 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例について審査と結果についてご報告申し上げます。

この条例は、武内公民館の移転に伴い第2条中の位置を新しい場所に変更するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第9号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第9号議案 武雄市保育所設置条例及び武雄市心身障害児通園施設設置条例を廃止する条例について、審査の内容と結果についてご報告申し上げます。

武雄保育所の民営化については、本年4月1日からの保育所移管に向けた事務引継を進められており、武雄保育所を民営化し、公立保育所は全て私立保育園での運営になることから、条例の廃止をするものです。

引受事業者は、山内町において芳華保育園を経営されている社会福祉法人正和福祉会ということです。

また、武雄市心身障害児通園施設は、武雄保育所内で実施しております「たんぽぽ教室」でございますが、専門性が高く、サービス内容が充実した「くろかみ学園児童発達支援センター」へ移行するものでございます。

費用については4900円を上限に、今までと変わらないということでした。

休日保育についても新しい保育所に引き継いでもらうということでありましたけれども、1カ所でも公立保育所を残すべきではという意見もございまして、委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

7番 宮本栄八議員

宮本議員／休日保育についてのやりとりについて、さっき説明した以外にもありましたらご報告お願いいたします。

議長／松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／ほかにはございませんでした。

議長／ほかに質疑ございませんか。

24番 谷口議員

谷口議員／保育所の内容についてですが、公立の保育所を残すべきだという非常に強い要望、意見が自分の中にもあるのですが、それについての論議はどういう形で行われました

か。

議長／松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／今回、武雄市保育所が民営化されることによって、私立にすべてなってくるわけですが、公的保育所でできることは公立保育所であるべきではないかという意見がありますが、私立に移行したときにはサービス面でもできないことが出てくることもあるのではと。

休日保育とか、子育て、障がい児保育に対する面でもどこか1カ所だけでも公立保育所を残すべきではと議論がありました。

最終的にはすべていろいろな形で、私立保育所に移行してもいろんな対応が可能ではないかと、議論がありました。

あとは討論の時に具体的な話がでてくるかと思います。

以上です。

議長／質疑をとどめます。

続いて、第13号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第13号議案 平成25年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、審査の内容と結果についてご報告申し上げます。

歳入歳出予算の総額から292万4000円を減額し、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合事務費減による納付金の減額、また、3款1項1目の事務費繰入金につきましては、歳出と同様で、一般会計からの繰入金の減額によるものと説明を受けております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第22号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第 22 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、審査の内容と結果についてご報告申し上げます。

前年度当初予算と比較して 1 億 5902 万 4000 円の増、率にして 2.4%の増となっております。

歳入については、療養給付費交付金や県支出金の伸びを見込んでありますが、歳出については、保険給付費が高齢者の増加や高額療養費の増加により増額、後期高齢者支援金につきましても、負担すべき単価の増加により増額されています。

なお、現在国会で、国民健康保険法の改正について審議がなされており、可決されますと、限度額が 4 万円上がり、81 万円になるとの説明でありました。

委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会の質疑では、5 割、2 割の軽減の対象世帯では武雄ではどのくらいあるのかと質疑で、H25 年 10 月基準で合わせて 1025 世帯という答弁がなされておりました。

また限度額の現況世帯について質疑が出されて、今回の現況世帯に関しては 204 世帯ということでありました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 23 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／第 23 号議案 平成 26 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の内容と結果についてご報告申し上げます。

前年度当初予算と比較しまして 2227 万 8000 円、率にして 3.9%の増となっておりますが、要因としては、後期高齢者医療保険料が均等割額 4 万 9500 円から 5 万 1800 円、所得割額 9.6%から 9.88%改定されるためとの説明でした。

委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第3号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、第6号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。これより第6号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、第7号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。これより第7号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、第9号議案に対する討論を求めます。25番 平野議員。

平野議員／第9号議案、武雄市立保育所設置条例及び、武雄市心身障害児、通園設置条例を廃止する条例には反対でございます。武雄市は、市町村合併以前、地方福祉法施行に定められていた公立保育所優先の考え方の元で、市内に6箇園の公立保育所がありました。県内でも先進的な代わりをその当時、果たしていました。80年代後半に、従来の公立保育所優先の考え方が廃止され、1997年に、児童福祉法が改正されたことで、保育における処置制度が改正されました。保育を直接担う自治体の責任義務は、この法改正によって、保育の処置義務から、実施義務に変更される。このことにより、保育改革の流れの中で、公立保育の民営化、民間委託の流れが加速することになった。武雄市も、民間委託の具体化が進められていましたが、かわのぼり保育所の新設と認可以上、朝日第1、第2の保育所の一本化、新設民間化、最後に残っていた武雄保育所は、民間では難しかった障害児保育、一時保育、休日保育、あるいは子育て相談も引き受けて、公立保育所の役割を担ってきたが、場所を移転し申請し、民間に委譲することになったが、保育のニーズの多様化も進んでいる中で、公的福祉としての保育行政は、本来継続されるべきだと。公立保育の最後の

柴だった武雄市保育所廃止条例には以上の意見を述べて、反対の票でございます。以上です。

議長／3番 上田議員

上田議員／おはようございます。第9号議案武雄市立保育所設置条例及び、武雄市心身障害児通園施設設置条例を廃止する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。ただいま、反対討論で言われました公立保育の役割を、残すべきではと思います。そのように、認識していますが、公立保育所の残すべき役割が何をさすのかということでございます。確かに、平成18年度6月の策定では、公立保育所の役割及び、管理運営に関する計画では、公立保育所を1箇所残し、その役割を障害児保育や休日保育等の私立保育所では組みにくい事業と子育て支援の機能的役割を担うものとした経緯があります。そのうえで、ご存じの通り平成17年より、公立保育所の民営化が進められています。17年からすでに9年になろうとしています、これまで民営化の不具合があるのでしょうか？私立保育園が、効率に変わる民営をできていないと言えるのでしょうか。現在、運営頂いている私立保育園を否定されるのであれば、反対されるのも仕方ないものだと思いますが、私は、断じてそうは思いません。むしろ、市民病院が民営化されることによる、住民サービスの向上につながったと同様に、保育サービスにおいても、市内の私立保育園は、どこも子育て中心に献身的な運営を行って頂いているようにしか感じません。今回の武雄保育所に民営化に関しても、これまで実施されてきた特別保育の中で、休日保育の継続は決まっていることであり、また障害児保育についても同様でございます。つまり、いまよりも質の低下は招かない、むしろ民間活力の導入により、さらなる保育サービスの良い向上が期待できる。つまり今まで行き届かなかった面への可能性も十二分に秘めている。よって、第9号議案につきましては、賛成すべきものと判断し、議員各員の賛同をお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 13 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 22 号議案に対する討論を求めます。

25 番 平野議員

平野議員／第 22 号議案、平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場から討論します。

国民介護保険の柱となる、やがては協会憲法、共済組合など、これらを退職した後、一時的に健康保険や共済組合に任意でも加入して継続しない限りは、国保に加入することになり、従って、誰しもが国保加入者となる可能性があり、国保が医療保険における、最後の砦だと言われています。

さらに、国保の階層別加入者を見ると、低所得の人が市でも 34%構成であったり、あるいは、職をなくした人などが 5 割を超すのが現状です。

国保における重い保険料負担は、社会保険における社会的扶養部分の一翼を担う事業主負担が存在しないことになります。

国保がいかにも、脆弱な財政基盤に置かれているか。

国保を担当する関係者の一様の認識だと考えています。

現在、国保に対する国庫負担が、国保の財源基盤を大きく揺るがして、加入者の国保税の値上げや、その結果、払えない人が増えて、滞納額が大きく膨らむという結果を招いています。

医療費、事業費、保健治療費など、国保の全事業に関わる総収入で見ると、国保に対する、国庫支出金は、1979 年に、64.2%を占めて最高率を記録しています。

1984 年に国保法を改悪して、医療部分への国庫負担率を、医療費の 45%から、給付費の 7 割の 50%、すなわち 38.5%に引き下げられた。

この改悪がその後も繰り返され、2007 年度以降、総収入に占める国庫支出金は、25%まで減らされている、そう言われております。

従って現状を鑑みれば、速やかに国庫負担を 1980 年以前のレベルに回復することを強く、国に要求します。

あわせて、県の、市町の国保会計の助成を制度化し、大幅に増やすこ、県一本化広域化が

進められていますが、現在抱えている国保会計の健全化はこれでは望めないと考えます。
さらに武雄市が行っている地域福祉金の取り崩しで、赤字改修の一端となっていますが、
思い切った一般会計の繰越分を活用、資金の取り崩し、加入者の負担を軽減することをは
かり、よって地域経済に好循環をもたらすと、そう考えるものです。
以上を指摘して、22号議案に対して反対の意見とします。

議長／3番 上田議員。

上田議員／第22号議案 平成26年度武雄市国民健康保険特別会計予算について賛成の
立場で討論します。

ただいま、反対討論を伺いまして、国の根本的な見直しが必要であるというご意見だった
んじゃないかなと。

私もそこは一致する部分もあるのですが、それはやはり、先ほど討論にありましたように
国に要求すべきであると。

この会計の反対になるのかなと。

制度による、反対ということです。

だからといって、反対をするのであればどうすればいいというのを、きちんと討論をして
いただきたいと思います。

一般会計からの繰り入れも増額をしてと話がありました。

いくら増額をして、どういうふうにするという代案がなければ、難しいのではと思います。

今の現状では、どれだけ財政状況が厳しいというなかでも、方法がない現状であり、国民
皆保険の制度、今回の予算については賛成の立場とします。

議員各位のご賛同をお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより第22号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案に対する討論を求めます。

25番 平野議員

平野議員／第23号議案 平成26年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反

対の立場から討論いたします。

先ほど、制度の問題をいわれましたけども、制度があって、はじめて予算が立てられ、会計の仕組みが決まっていく。

後期高齢者医療保険制度も全市の仕組みであります。

一番良いときで、国からの国庫支出金、1979 年当時、64.2%あったと。

これがどんどん制度が改悪されて、そして市町村の国保会計を***圧迫する。予算は一体のもんであります。

そういった意味では、23号議案にある、後期高齢者医療保険制度も、これは一貫してただちに廃止すべきだと。

前の前の政権。自民党の前の政権のときに、参議院で、後期高齢者医療保険制度は、ただちに廃止すべきだと決意がなされました。

そのあと、これも一つの要因であったかも分かりませんが、民主党が政権についた。

結局国民の期待を裏切ったということから、今の政権の元にあるわけですが、この、後期高齢者医療制度、どういう理由で65歳以上、ごめんなさい、75歳以上、あるいは74歳以下に分けられるのか。

私もだんだん、そういった意味では後期高齢者に近づいていきよるわけではありますが、それは、関係ありますよ。

ただちにこういう制度そのものは、老人保険制度に戻すべきだと。

議長／静かに。

／あなたが怒ることはない。

そういった味ではですね、少なくとも元の老人保険制度に戻すべきなのか、ということ指摘をしておきたいと思います。

国民の意見、国民の反応、きちんと捕らえた上で制度というのは充実されて発展し、逆に肯定することもあります。

国の制度の下に、市町村の県のれんごなってるわけですが、財政負担は厳しいということを指摘をしておきます。

2014 年 4 月から 75 歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度が、4 回目の保険料の改定が行われ、14 年、15 年度の保険料が決まり、全国平均保険料の引き上げが確定的であります。

制度開始時、10%だった負担料が、前回の保険料改定時 10.51%、これが今回が 10.73%へと 75 歳以上の高齢者が保険料として負担する率が引き上げられる状況であります。

以上のことを指摘して 23 号議案への反対の意見とします。

以上です。

議長／3番 上田議員

上田議員／第23号議案 平成26年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論します。

先ほど、国民健康保険と同様に制度に対する批判、反対というようなかたちで聞こえております。

では、どうされるのでしょうか。

議長／静かに

上田議員／今の、先ほども申し上げた通りですが、現状の制度に乗っ取って、この後期高齢者医療の特別会計についても現行の制度に乗っ取っていくしか、今のところ方法がないのではないのでしょうか。

重鎮の平野さんのこれまでの活躍に期待しておりましたけれど、なかなかそこまでのことではないのではということで、あくまでも現状の国の方針に乗っ取って進めていくしか方法がない現状で、今回の、後期高齢者医療特別会計については、賛成すべきものと考えています。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより第23号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 第8号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例より、日程第26. 第30号議案 平成26年度武雄市工業用水道事業会計予算までを一括議題といたします。

以上の11議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第8号議案に対する報告を求めます。

山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／おはようございます。

報告します。

今定例会において、本委員会に付託されました、第 8 号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例について報告いたします。

今回の改正は、平成 26 年 1 月 3 日、配偶者暴力防止法の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正されたことに伴うものであります。

執行部からは、同法の改正にならい、武雄市営住宅設置条例においても、単身入居要件の一つである DV 被害者の適用範囲を法に沿った正規の範囲とするものであるとの説明を受けました。

DV 被害者の対象として、改正前は事実婚の相手方を含む配偶者からの暴力を受けた者となっていたのに対し、改正法ではこれまでの対象者に加え、生活の本拠を共にする交際相手に拡大するものであるとのことです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に第 10 号議案より第 11 号議案までの 2 議案については、関連しておりますので、一括して報告を求めます。

山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／本委員会に付託されました、第 10 号議案平成 25 年度武雄市水道事業会計資本金の額の減少について、第 11 号議案平成 25 年度武雄市工業用水道事業会計資本金の額の減少について、について報告いたします。

いずれも、地方公営企業会計基準の見直しに伴うもので、みなし償却制度の廃止によるものであります。

今回の見直しは、平成 26 年度予算、決算から適用されるため、水道事業で、14 億 969 万 699 円を、工業用水道事業では、4 億 9078 万 6892 円を、資本金から資本剰余金に振り替える措置、すなわち資本金の減額について議会の議決を求めるものであるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 14 号議案に対する報告を求めます。

山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／本委員会に付託されました、第 14 号議案平成 25 年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について報告いたします。

今回の補正のおもなものは、歳入については、前年度繰越金の確定等による補正、歳出については、消費税納付額の確定に伴う消費税等の減額や、精算見込みによる工事請負費等の施設管理費の減額補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 15 号議案に対する報告を求めます。

山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／今定例会において、本委員会に付託されました、第 15 号議案平成 25 年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)について報告いたします。

今回の補正は、歳入において、使用料の最終見込みによる増額補正と、これに伴う一般会計からの繰入金の減額補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 16 号議案に対する報告を求めます。

山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／本委員会に付託されました、第 16 号議案平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第 3 回)について報告いたします。

今回の補正の主なものとして、歳入について、使用料、分担金の最終見込みによる増額補正及び国費の内示減と年度間調整による国庫補助金の減額補正であり、歳出について、浄化槽の管理基数の増加に伴う法定検査手数料等の増額補正と起債償還金利子の確定による減額補正であります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 17 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／今定例会において、本委員会に付託されました、第 17 号議案 平成 25 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 回)について報告いたします。

今回の補正のおもなものとして、繰越明許費において、工事進捗に合わせた移転完了が新年度にずれ込み移転補償費と工事請負費を新年度に繰り越すもので、1 億 4,584 万 8,000 円を計上しているとのことです。

歳入については、社会資本整備総合交付金の内示減により、国庫補助金、県補助金、繰入金および市債を減額補正、歳出については、交付金事業の内示減に伴い、事業量見直しを行い、それぞれ減額補正するものであります。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 24 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／今定例会において、本委員会に付託されました、第 24 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計予算について報告いたします。

下水道事業特別会計は、昨年 12 月議会において、特別会計条例の一部改正が行われ、26 年度より下水道事業に関する「農業集落排水事業」「公共下水道事業」「戸別浄化槽事業」の 3 つの特別会計を統合したものとなっています。

その内容のおもなものとして、公共下水道事業費では、小楠、西浦及び永松地区の枝線管渠の布設工事費を計上、この事業については、平成 16 年度から事業に取り組み、平成 19 年 12 月から順次供用開始を進めてきており、平成 25 年度末までに天神地区の供用を開始しているとの説明を受けました。

戸別浄化槽事業費については、公共下水道、農業集落排水事業の区域を除く、市内全区域を対象に平成 21 年度から取り組んでいるとのこと。

整備の内容は 50 人槽までの浄化槽本体を市が設置するものであり、平成 26 年度の設置基数は 180 基を予定しており、また、寄附については 30 基を見込んでいるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。7 番 宮本議員

宮本議員／先ほど——浄化槽のほうですね、180 基を——25 年に 180 基と。26 年は、どう見込んでいるっていう話ですか。

議長／山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／僕が 25 年と言ったのはそれは間違いで、平成 26 年度の設置基数は 180 で、私が読み間違えております。

議長／他に質疑はございませんか。

質疑をとどめます。

続いて、第 25 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／本委員会に付託されました第 25 号議案 平成 26 年度
武雄市土地区画整理事業特別会計予算について報告いたします。

区画整理事業の進捗は、永松地区および八並、小楠地区の一部が残っている状況で、平成
25 年度末の進捗率は約 80%となっているとのことでした。

歳出においては、工事請負費として、駅東付近の甘久武雄線、永松川良線、区画道路、街
区造成などの工事、区画整理以外では、天神崎白岩線ほかの道路舗装工事などに要する費
用を計上、補償補填及び賠償金として、区画整理地権者の建物等移転補償費を計上してい
るとの

説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 29 号議案に対する報告を求めます。山口良広 建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／今定例会において、本委員会に付託されました、第 29 号議案 平
成 26 年度武雄市水道事業会計予算について報告いたします。

消費税率アップ及び会計制度見直しに対応した予算編成となっています。

業務の予定量としては、給水戸数は 1 万 8965 戸、1 日平均給水量は 1 万 6221 リューベで、
平成 25 年度の実績を勘案して計上しているとのことでした。

収益的支出において、原水及び浄水費が昨年と比較して 2417 万 2000 円の増額となってい
るが、これはダム管理負担金の増と消費税率の変更によるものであり、資本的支出におい
て、建設改良費では、昨年より踊瀬ダムと淵ノ尾ダム連絡管の布設替え工事に着手してお
り、その工事費 5,000 万円と埋設箇所用地費を計上、また、老朽管更新事業として 1 億
300 万円と旧市町間の接続事業に 1 億円を計上しているとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

続いて、第 30 号議案に対する報告を求めます。山口良広 建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／今定例会において、本委員会に付託されました、第 30 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計予算について報告いたします。

業務の予定量として、給水事業所数は 4 事業所、1 日平均給水量は昨年より 50 リューベ多い 674 リューベで、平成 25 年 7 月より三京ステンレス鋼管株式会社が 1 日 30 リューベから 80 リューベに契約が増えているとのことでした。

今定例会において、収益的支出においては、8024 万 8000 円を計上しており、これは、みなし償却制度廃止に伴う減価償却費の増によるものであるとの説明を受けました。

資本的支出においては、主に企業債償還金を計上しているとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。26 番 江原議員

26 番 江原議員／2 点ですが、これまで、工業用水会計に一般会計からの繰り入れがありますが、私どもは繰り入れの見直しを要望していましたが、議論なされたかどうか、あらたに 1 社導入であります。

さらにもう 1 社、新規参入されていますが、その会社の水のギョウ、工業用水のギョウについての議論はなかったのでしょうか。

議長／山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／繰入金についての議論は、委員会としてはしていません。また今、江原議員のほうから言われましたもう 1 社については、報告はまだありません。

議長／7 番 宮本議員

宮本議員／工業用水では、水道のほうでダム管理費が増えたということで、同じダムを使っているのに、工業用水も増えたと思うが、そのへんについての議論というか、説明なかったのでしょうか。

議長／山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／ありませんでした。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第8号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 10 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 11 号議案に対する討論を求めます。

討論を求めます。

これより第 11 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 11 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 14 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 14 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 15 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 16 号議案に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 16 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 17 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 24 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 24 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 24 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 25 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 25 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 25 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 29 号議案に対する討論を求めます。

>賛成

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 30 号議案に対する討論を求めます。

>発言者あり***

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長原案、本案は起立により採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 30 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27. 第 12 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)より日程第 29. 第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算までを一括議題といたします。

以上の 3 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第 12 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子総務常任委員長

山口裕子総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 12 号議案平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)についての審査内容と結果について報告いたします。

今回の補正は、事業費の最終見込みによる調整等や市長・市議選挙費に要する経費、将来の財政需要等に備え、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金への積立に要する経費等が計上されています。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

委員長の質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

山口裕子総務常任委員長

山口裕子総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算についての審査内容と結果について報告いたします。

26 年度予算は、市長改選期に伴い、政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心として編成された骨格予算となっており、新規事業等の政策的な経費については、補正予算での対応となるものです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 12 号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 12 号議案平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(9回)について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は事業費の確定、精算によるものが主な計上であり、各事業の確認を行いました。

減額補正の計上が多い中、武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金、農業体質強化基盤整備促進事業、間伐実施加速化事業補助金、新幹線鉄道工事に絡む経費など、実績による増額や国の追加事業といった要因で一部、増額が見られます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／本委員会に付託されました第 31 号議案平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)について 審査の経過と結果を申し上げます。繰越明許費の補正として、林道富津原線ほか整備工事に係る追加、新幹線鉄道工事に伴うため池及び農道改修事業の変更、また歳出には新幹線鉄道工事に伴うため池及び農道改修工事自体の経費 3600 万円が計上されております。

この財源は鉄道運輸機構が負担するということで、審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

次に、質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

小柳産業経済常任委員長

小柳産業経済常任委員長／本委員会に分割付託されました第 21 号議案平成 26 年度武雄市一般会計予算について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出に関して主なものを申し上げますと、2 款、2 項、1 目、企画総務費に、公共事業残土搬入地整備工事に要する経費、7700 万円が計上されております。

第 12 号議案で継続費の補正が計上されているもので、東川登町の残土処分場で発生した地すべり対策に要するも

のです。

6 款、1 項、3 目、農業振興費に、強い農業づくり交付金 8,053 万円が計上されております。

きゅうりハウスの建設費をはじめ施設の整備等に対して、総事業費の 4 分の 3 を補助するものということです。

継続事業、新規事業、さまざまな取り組みに関し、予算の計上がされており、一部骨格予算の色合いもございますが、各事業に対して質疑が交わされました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 12 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔 福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 12 号議案平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)について主な審査の内容と結果をご報告を申し上げます。

民生費、衛生費、教育費とも、25 年度の実績や見込みによる補正で、老人福祉費の公的介護施設等整備事業補助金では、東川登町にある「ケアハウスみふね」のスプリンクラーの整備に対し、全額国の交付金での補助金 2478 万円が追加されています。

また、教育費では、武雄小学校屋内運動場改築事業は、平成 25 年度の国の第 1 次補正予算により前倒しで実施対応ができることになったため、3 億 8177 万を計上されています。本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔 福祉文教常任委員長

松尾陽輔 福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 31 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 10 回)について、以下の内容と結果をご報告申し上げます。第 9 回の補正で XP 対応のパソコン小学校で 55 台、中学校で 25 台を計上されてありましたが、学校にある全てのパソコンを XP 対応にし、さらに不足していたものを含め小学校に 15 台、中学校に 10 台の追加をするものと説明を受け、委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 21 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計予算について、主な審査の内容と結果について、ご報告を申し上げます。

4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられますが、民生費の社会福祉費では、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、「臨時福祉給付金」1 億 6750 万円が予算化されております。

また、平成 26 年度の新事業として、手話奉仕員養成事業を杵藤地区の 3 市 4 町で実施されますので、その負担金が計上されております。

また、教育費の図書館費では、図書館駐車場交通誘導業務委託料が計上されており、委員からは、また、学校のタブレット関係で、親のタブレット教室の充実について要望があり、また、主な質疑では、給食費の消費税率アップによる値上げはどうされているのかということでの、質疑があり、現行のままで今年度は行くと、ただ、10 %に引き上げられたときには、そのときに議論しなければならないかも、という答弁でありました。

以上、委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決で決まったと決しました。以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 12 号議案に対する報告を求めます。

山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 12 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算(第 9 回)について報告いたします。

今回の補正のおもなものとして、街路事業費では、中野御船山線及び武雄温泉駅南口の広場整備に関連する永松川良線や天神崎白岩線などの街路事業において、国庫補助金の内示減に伴い事業量見直しを行い、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金の減額補正、なお、公有財産購入費については、武雄温泉駅南口の整備広場に関連する事業を促進するため、開発公社用地を買収する費用を増額補正するものであると説明を受けました。

また、住宅費では、工事請負費において入札差金及び精査による減額補正、補償補填及び賠償金において移転単価、移転対象者数の減により減額補正をするものであると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。
山口良広建設常任委員長

山口良広建設常任委員長／本委員会に分割付託されました、第 21 号議案平成 26 年度武雄市一般会計予算についてご報告いたします。

おもなものとして、下水道費では新幹線鉄道工事に伴う富岡下水路付け替え工事の費用を計上、この工事は 25 年度から継続事業であり、26 年 7 月 31 日完成予定であります。
道路維持費では舗装補修、側溝整備等山内、北方を含み 6500 万円を計上しているとのこと
です。

また、し尿処理費では、北方町のし尿・汚泥処理の負担金として、杵東地区衛生処理場組合負担金 5024 万 9000 円(?)を計上しているとの説明を受けました。

杵東地区衛生処理場組合負担金について、委員から「合併当時、武雄市には北方町の分を処理する能力はなかったが、今はし尿処理センターで処理している。その処理水を浄化センターに放流してできることにより、処理能力も増加している。今後、北方町のし尿・汚泥処理を武雄市でできないのか。経費削減になるのではないか」との意見に対し、執行部からは、「物理的には可能であり、経費削減にもなる」との回答がありました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

これより討論、採決を行います。
討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 12 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

＞賛成

討論をとどめます。

これより第 12 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

＞異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 12 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

＞賛成

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

＞異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 21 号議案に対する討論を求めます。

26 番 江原議員

江原議員／第 21 号議案平成 26 年度武雄市一般会計予算に反対討論を申し上げます。

歳入の中で固定資産税収入であります。市長はその間、固定資産税を引き下げたと、ブログ等でも発信をされておられます。

確かに県下一高かった旧武雄市の 1.55%の税率を 1.48%に引き下げ、案を提出されたのは、

町民の声に押されて、8年前の公約に後日提出されたと思う次第であります。

山内町、北方町にとっては、合併前と比べたら引き上げられているのが事実であります。
市長が固定資産税を引き下げたというなら、山内、北方町の合併前の1.4%の税率に戻すべきだと今でも町民は考えております。

算出においては第1に、図書館のCCCへの指定管理委託料、1億1314万3000円の支出に反対であります。

さらに市長は先週、次の公約発表され、ブログに掲載をされています。

それを見ると、キッズライブラリーを作るとされています。

明らかに以前あったコスモの部屋を壊したことへの市民の批判が大きかったのが、明らかになったではありませんか。

私は市長の独断専行が招いた責任は計り知れない。

第2に教育関係の支出で、学力診断委託料457万9000円。

さらにICT教育支援業務委託料2996万円。

ICT教育施設システム補修業務委託料1200万円。

タブレット収納ケース購入費797万円に。

臨時職員賃金としての中の、教育監の月60万円。

年間720万円。

共済その他を含めると、この支出に反対であります。

この4月から全小学生に反転授業が推進されますが、子どもたちの教育を教えるのはタブレットではなく、人間ではないでしょうか。

この教育を進めるべき、強く求めるものであります。

支出の第3に、歳出の第3に、日本国地方政府シンガポール事務所負担金144万円。

住宅借上料517万5000円。

総合計1000万円を職員人件費を加えると、さらに増えるではありませんか。

武雄市にとって本当に必要なのでしょうか。

直ちに中止すべきと申し上げる次第であります。

以上理由を申し上げ、反対の討論といたします。

議長／23番 黒岩議員

黒岩議員／賛成討論いたしたいと思います。

その前に、こういう総予算についての反対討論が出た場合は、議員の方のそれぞれの立場で、その分は私が行くと、答弁をお願いしたい。

私が1つだけ言いたいのが、きょうの新聞で電子黒板を導入すると話がありました。

電子黒板が教育するわけではない。

教えるのは先生です。

そして、1番わかりやすい教育するためには、ここにタブレットを持たせる。
そうすることにより、一人ひとりのきもち、学力が瞬時に先生がわかる、そういう利便性がある。
私が一般質問で3年間ずっと言ってきたのは、この役所。
紙の世界に3Dを持ち込むのは、自然科学の視野をもってくる。
せっかく電子化されているから、これを利用しない手はない。
使い方次第なんですね。
3年間言ってきました。
電子黒板も考えてみたら、民主党政権のときでしたか。
導入反対でしたね。
蓮舫さんですかね、カットされた。
しかし、私は当時、是非ともこれを入れてほしいということで、その結果いい面が出てきているとこなんですね。
教えるのは学校の先生。
先生はよりよく教えるために、是非ともこのことについては賛成したいと思います。
この部分にとどめておきたいと思います。
あとはよろしくお願いします。

議長／14番 末籾議員

末籾議員／第21号議案平成26年度武雄市一般会計予算の賛成討論を行います。
江原議員さんの反対討論のなかですね、商工振興費について反対されていたようです。
これはシンガポール事務所、日本国調整部シンガポール事務所。
これは経費ですね、244万。
そこの借り賃とか事業費、活動費が入って、この金額が武雄市の***でございます。
これ全体で1008万あるなかのですね、7つの自治体で折半して、7等分して、144万の支出でございます。
また、旅費等言われましたが、これはシンガポールでの職員のいろんな面で、特産品のシンガポール関係で、先ほどのシンガポール事務所もそうです。
武雄市の特産品の販売促進ということで、事業を展開しているところでございます。
そういうことで、シンガポール事務所の関係で、1000万円の予算が付いているとかどうのこうのとありますが、それは住宅費をいれても、600万くらいしか金額がない。
それを課題におっしゃってましたので、私もここに入れて賛成をしているところです。
そのことで、シンガポール事務所も7自治体、一緒になってこうやっておられるわけでございますので、これに武雄市が反対するのがおかしいと思います。
是非ともみなさん、賛成をお願いしたいと思います。

以上申し上げて、賛成討論といたします。

以上です。

議長／4 番 山口裕子議員

山口裕子議員／あまりにも、ビックリして、頭がぼーとなって、なんですが。

第 21 号議案平成 26 年度武雄市一般会計予算の賛成の意見を述べさせていただきます。

図書館のことでこれだけ効果が出て、みなさんに喜ばれている。

それに子どもの居場所と、子育て中の支援ということで、本当に、図書館は精一杯の形で子どもたちのための本のコーナーを作っていました。

その結果を、先ほどそんな江原さんがそういうふうに言われて、頭がぼーとなりましたが、さらによくするためにですね、子育て環境を整えていくためにキッズライブラリーの展開を言っています。

本当にですね、取り方にとって、こうもこういう結果が言えるのかということで、私もびっくりしてですね、さらに武雄市がよくなっていくための、予算が上がっているわけです。皆さん理解されていると思いますが、私の意見を添えて、賛成の立場で言わせていただきます。

よろしくお願いします。

討論をとどめます。

議長／討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって第 21 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30 意見書第 1 号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

16 番 小柳議員

小柳議員／意見書第 1 号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書につきまして、趣旨のご説明をいたします。

武雄市議会は、平成 22 年 11 月に「TPP 交渉参加への慎重な対応を求める意見書」、平成 25 年 3 月に「TPP 協定交渉参加表明に関し国益が守れぬ場合は即時脱退を要求する意見書」を、それぞれ国に提出しております。

昨年、農林水産物の重要品目の取り扱い、食の安全・安心をはじめ、当該交渉、連携からの脱退をも辞さない姿勢、また十分な情報開示に至り、衆参両院の農林水産委員会による決議がなされておるところです。

武雄市議会といたしましても、地元から大いに声を上げ、国民の不安を払拭すべく、本意見書の提出を提案するものです。

項目といたしまして、１．TPP 交渉において、TPP に関する衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。

２．TPP 交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

この２つを掲げ、政府与党をはじめ、国、関係機関に対し、強く求めるものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>賛成

討論をとどめます。

これより意見書第１号を採択いたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第1号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第31 意見書第2号 杵東地区衛生処理場組合からの脱退を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

5番 山口良広議員

山口良広議員／杵東地区衛生処理場組合からの脱退を求める意見書について、趣旨説明を行います。

これまで、建設常任委員会では、し尿処理場の処理能力を強化するためには、一般廃棄物と産業廃棄物の垣根を越えた下水道処理場での処理をすべきだとして、現執行部にその対応を求めてきたところです。

今般、執行部の努力により、一般家庭のし尿を処理センターで一次処理し、その処理水を浄化センターに放流して処理できるようになり、試算によると年間約1億4,000万円の経費削減ができるようになりました。

そこで、さらに経費削減を進めるためには、北方町のし尿を杵東地区環境センターでの処理に頼らず、同じく武雄市内のし尿処理施設及び公共下水道施設で処理するのが最良の方法であると思われます。

よって、執行部におかれましては、早い時期に杵東地区衛生処理場組合からの脱退を進めるべきであります。

以上の理由から、議員各位のご賛同をよろしく申し上げ、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議長／提出者に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採択いたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、意見書第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第2号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第32 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成26年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。